

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税システム
行政機関等の名称	嘉手納町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課資産税係
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課に関する事務を行うため
記録項目	1住所、2氏名、3口座情報、4算出税額、5軽減税額、6区分所有税額、7差引税額、8減免税額、9共有按分税額、10年税額、11棟数、12筆数、13家屋の所在地、14家屋番号、15種別、16用途、17構造、18屋根、19階層、20登記区分、21非課税区分、22増改築区分、23軽減区分、24建築年月日、25評価額、26床面積（登記・現況）、27課税標準額、28軽減があるとき軽減前の課税標準額、29特例床面積軽減税額、30持分割合（区分・分割）、31土地の所在地、32地目（登記・現況）、33住宅用地（コード・戸数・比率）、34小規模住宅地積、35特例軽減コード、36地積（登記・現況）、37評価額（前回・今回）、38前年度課税額、39負担調整率（小規模・一般・非住宅）、40負担水準（小規模・一般・非住宅）、41負担水準の下落率、42個人番号、43世帯番号、44統一個人番号、45生年月日、46年齢、47性別、48異動事由、49電話番号、50続柄、51納管人情報、52相続人代表者情報、53送付先情報、54支払方法、55世帯員、56異動履歴、57税額更正情報、58通知番号、59異動区分、60家屋計算表、61家屋平面図、62家屋調書、63納期限
記録範囲	町内に固定資産を所有している者、納税管理人、相続人代表者及び納税通知書の送付先名義人
記録情報の収集方法	登記所からの通知、実地調査、本人からの申告・申請、公用申請等により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那覇地方法務局宜野湾出張所（地方税法第422条の3） ・ 沖縄県税事務所（沖縄県税条例第68条） ・ 基幹系業務システムの環境提供及び保守を行う業者 ・ 税務地図情報更新業務委託業者 ・ 納税通知書等作成封入封緘業務委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名 称） 嘉手納町役場総務課行政係</p> <p>（所在地） 〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第 4 3 2 条の価格に関する審査の申出 ・ 行政不服審査法第 2 条による審査請求 	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		